



基安労発 0821 第 4 号  
令和 2 年 8 月 21 日

建設業労働災害防止協会  
専務理事 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
労働衛生課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた  
全国労働衛生週間の対応について

令和 2 年度全国労働衛生週間の実施については、令和 2 年 7 月 10 日付け基発 0710 第 3 号「令和 2 年度（第 71 回）全国労働衛生週間の実施について」により、その取組をお願いいたしましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、全国労働衛生週間の対応を下記のとおりといたしましたので、御留意いただきますようお願いいたします。

記

全国労働衛生週間実施要綱の 10（1）及び（2）において、全国労働衛生週間及び準備期間中に各事業場で実施する事項を掲げておりますが、その実施に当たっては、感染拡大防止についても十分留意することが必要であることから、同週間の周知に当たっては、その旨も併せて周知することといたしました。

特に、実施事項にある、「労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰」、「緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施」、「労働衛生に関する講習会・見学会等の開催」などについては、いわゆる“3つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人々が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避ける等十分な感染防止措置を講じた上で取り組むよう周知することといたしました。

また、周知に当たっては、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（令和 2 年 8 月 7 日付け厚生労働省労働基準局長事務連絡別添）の活用を勧奨する等により、事業場の実態に即した実行

可能な感染症拡大防止対策の推進を図ることといたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実しているところであることから、逐次厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」を確認いただくようあわせて周知することとしております。

## 【感染防止策チェックリスト】

- 参加人数は必要最小限に絞る（特に事務局）。
- 屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にする（待合場所等含む）。
- マスクを着用する（待合場所等含む）。
- 手洗いを推奨する。
- アルコール消毒液を設置する。
- 隣同士の間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける（待合場所等含む）。
- こまめに（1時間に2回程度）換気する（待合場所、トイレ等含む）。
- 物品・機器等の複数人での共用は避ける（待合場所等含む）。
- 複数人が触る箇所は消毒する（待合場所、トイレ等含む）。
- 大きな声を出さない（マイクの使用）。
- 近距離及び対面で話さない（待合場所等含む）。
- 受付等について、人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- 食事はしない（待合場所等含む）。
- 発熱や風邪の症状、高齢者、基礎疾患のある者及び妊婦の方は参加を控えていただくようお願いする。
- 説明会・会議等の前後において、参加者同士の交流を極力控えるようお願いする。
- ゴミの回収・廃棄について、マスクや手袋を着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをする
- 開催後に説明会等の参加者を特定できるようにする。